

会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和3年度第2回高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会
開 催 日 時	令和3年12月22日（水） 午後1時30分～午後2時37分
開 催 場 所	市役所防災合同庁舎 503会議室
議 題	(1) 審議（基本方針の確認） 議員報酬、市長及び副市長の給料並びに政務活動費の額について (2) その他
公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
非公開の理由	—
出席委員	7人 桑城秀樹（会長）、高塚順子（職務代理者）、川井幸治、北岡保之、高橋大貴、 中澤悦子、奈良茂子
傍 聴 者	0人
担 当 課 及 連 絡 先	総務課 (TEL 839-2181)

【経過及び結果】

1 追加資料の説明

最新の中期財政見通し及び前回会議で質問のあった令和2年度における政務活動費の執行状況について、事務局から説明を行った。

2 市長・副市長の給料の額、議員報酬の額並びに政務活動費の額について審議を行い、次のとおり意見が集約された。

(1) 市長・副市長の給料の額

据置き

(2) 議員報酬の額

据置き

(3) 政務活動費の額

据置き

【主な質疑応答】

委員) 期末手当の引下げ時期について、高松市はどうなったのか。

事務局) 一般職の国家公務員の期末手当については、年間で0.15月分引下げとの人事院勧告が出されており、12月の期末手当からではなく、来年6月の期末手当から引き下げると決定されたところである。それに伴い、本市においても国に準拠し、12月の期末手当からの引下げを行わず、来年6月の期末手当からの引下げに向けて調整している段階である。

委員) 来年6月の期末手当から引下げると決定したのではなく、その方向性で調整しているという認識でよいか。

事務局) そのとおりである。

委員) 12月における期末手当の引下げについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている日本経済全体への影響や、引下げの対象となる公務員等への影響を考慮した結果、0.15月分の引下げという結論は変更せずに、引下げの時期だけを6月に変更するものだと認識している。

また、議員報酬の額や市長及び副市長の給料については、追加資料で提供のあった財政状況の見直し等を踏まえ、将来的な財政状況の推移を考慮した上で、検討することとなると思う。

前回、財政状況の見直しに関して、歳出抑制の一例として、業務の民間委託等について説明があり、追加資料の財政運営指針においても民間活力を最大限活用するとの記載があるが、具体的に次年度から実施する民間委託の取組などがあれば教えてほしい。

事務局) 次年度からの取組というものではなく、現行で既に民間委託等を実施している事業・施策においても、継続的に活用するとともに、今後、より一層積極的に、業務委託等を図っていかねばならないという考えである。

委員) 安定的な自主財源の確保に関して、検討委員会を設けていたと思うが、現時点で、方向性など具体的に何か決まっていることはあるのか。

事務局) 令和2年に開催された自主財源検討委員会において、固定資産税の超過課税の実施が必要ではないかという結論が出されたところであるが、新型コロナウイルス感染症が市民生活や地域経済に多大な影響を与えているという状況を踏まえ、現在、実施が延期されている状況であり、経済状況や新型コロナウイルス感染症の収束状況を鑑みながら、改めて、超過課税を実施できるタイミングを計っていく必要があるとされている。なお、固定資産税の超過課税の実施以外にも、市民税等の収納対策の改善やネーミングライツの実施、企業版ふるさと納税の推進等、本市としては、税金を増やす以外の手段を用いて、収入を増やしていくための施策等を実施する必要があると認識している。

委員) 固定資産税の超過課税の実施について、現在は延期しているとのことだが、実施時期について具体的な見通しは立てているのか。

事務局) 具体的な実施時期については未定であり、様々な状況を総合的に勘案する中で、実施時期についても見極めていくという方向である。

委員) 中期財政収支見通しにおいて、財源不足の額が示されているが、財源不足が生じた場合、従来どのようにして財源不足を解消しているのか。

事務局) 中期財政収支見通しにおいて示されている財源不足の額については、今後、各種施策を実施する中で、状況に変更がなければこれだけの不足が生じるという目安のようなものであり、過去において、財源不足の見込みとなっていた場合であっても、実際は市債の発行や基金の取崩し等の手段を用いて財源不足を解消していた。

事務局) 中期財政収支見通しについては、あくまでも、現在検討している事業を全て実施した場合、これだけの財源不足が生じるということを示す目安としての資料である。実際に財源不足が見込まれた場合、歳入を増加させるための取組に加えて、事業の取りやめや延期など、経費削減にも取り組み、収支の均衡を図っている。

委員) 単年度として、収支の均衡が保たれるようにしているのか。

事務局) 昨年度を例に挙げると、翌年度の予算を編成する中で 80 億から 90 億程度の財源不足が見込まれており、各課においては、歳入の増加若しくは経費削減につながる取組の検討又は事業の延期等を実施し、財源不足の解消に努めているものである。ただし、事業の中には延期や取りやめができない事業もあり、そういった場合は、基金の取崩しなどで対応しているところであるが、極力、基金の取崩しをせずに、収支の均衡を図っていくというのが本市の方針である。

委員) 中期財政収支見通しにおける財源不足の額というのは、現実的ではない予算を基に計算されているという認識でよいか。

事務局) あくまで、現状のままであれば、これだけの財源不足が生じるということを示す目安のようなものであり、財源不足が見込まれている場合であっても、毎年、予算編成できているというのが現状である。

委員) 財源不足が見込まれる場合であっても、現実としては、歳出の削減などにより収支の均衡を図り、結果として、令和 2 年度においては、市債の残高も増加しているが、市の貯金としての役割を果たす財政調整基金の残高を 14 億円積み増したという認識でよいか。

事務局) 財政調整基金の積み増しに関して、予算編成の段階では財源不足を見込んでいるのに、最終的な決算においては黒字が発生し、結果として黒字の部分を基金に回している事例や、市債を発行して借り入れを行ったものの、不用額が発生したために、その不用額を基金に回すような事例も発生している。あくまでも、中期財政収支見通しに基づく財源不足額については、現時点での試算による数値である。

委員) 財政状況については、追加資料の別紙にも記載があるように、最終的には全て健全な数値になっているということか。

事務局) そのとおりである。なお、財源不足額については試算によるものであるが、こういった数値を職員に示すことにより、翌年度の予算編成における経費削減を啓発するための資料としての役割もある。

委員) 予算の未執行の部分は翌年度に繰り越されるのか。

事務局) 年度を跨いで支出しなければならない場合など、必要に応じて繰り越す場合もあるが、繰り越す必要がない場合は不用額として処理を行う。

委員) 必ず実施しなければならない事業については、基金の取崩しや市債の発行等で財源を確保し、実施しているという認識でよいか。

事務局) 本市において策定している高松市行財政改革計画の目標の一つとして、基金として積み増した金額が、基金を取崩した金額を上回るよう努めるというものがあり、昨年度を例に挙げると、財政調整基金の残高については、令和元年度決算において 79 億円だったものが、2 年度決算では 93 億円となっており、市の貯金自体は増えているというのが現状である。

委員) 昨年度においては、公債の残高についても 8 億円増加していると思うが、純粋な金額でみると、市の貯金は増加していると理解した。

事務局) 中期財政収支見通しで示されている数値について、毎年の予算編成の際に、翌年度の内容については、財政状況に応じた精査ができていますが、4 年後・5 年後の内容になると、概算で算出しているというのが実情である。

委員) 中期財政収支見通しは市民に公表されているのか。

事務局) 本市のホームページにおいて公表している。

委員) 説明があったように、将来的な財政状況の見通しを踏まえて、市民プールの閉鎖についても先日報道があったが、老朽化した施設についての閉鎖などを図っていくのだろう。私の所属している会社においても、膨れ上がった予算については、全て整理し、同じように予算編成を行っている。

委員) 市民課において、窓口業務の一部を民間事業者に委託すると報道があったが、既に実施しているのか。

事務局) 来年度から実施する予定である。

委員) 民間事業者へ委託する方が、人件費を削減できるのか。

事務局) 職員を配置する場合と比較すると、人件費の削減につながる。戸籍の修正など、委託できない部分の業務については、従来どおり職員が担うが、窓口での料金の収納など、委託できる部分については、他の自治体での導入が増加しているという実情を踏まえ、試験的に来年度から実施する方向である。

委員) 民間事業者への委託と会計年度任用職員制度は別の制度という認識でよいか。

事務局) 今回の窓口業務の委託は、委託料を支払って企業に業務を委託するものであり、別の制度である。なお、業務を委託することによって、正規職員及び会計年度任用職員の総数を減少させることが見込まれ、最終的に人件費の削減につながると想定しており、試験的に導入を予定しているものである。

委員) 民間事業者へ業務を委託することに伴い、危険性はないのか。

事務局) どのような業務なら民間事業者へ委託できるかについては精査が必要であり、国から指針も示されている。なお、市民課の業務を例に挙げると、戸籍の修正などは専門性が要求されるため、今後も職員が業務を担っていくこととなる。加えて、業務のデジタル化についても、全分野において関連していくこととなるので、全庁的に取り組む必要があると考えている。

委員) 業務の外部委託やデジタル化によって、必要な職員の数が減少するのであれば、採用人数を抑制するなど、全体の職員数を減らす方向につながっていくという認識でよいか。

事務局) 正規職員を増やすことが困難であるため、会計年度任用職員の数が増加している現状があり、まずは会計年度任用職員の数を減らし、最終的には正規職員の数も減らしていきたいと考えている。従来、原則的な考え方として、退職した職員の数だけ新規で職員を採用するというものがあったが、退職した職員の数より新規採用職員の数減らすということ、また、新しい業務が発生した場合は、職員数を増やすのではなく、既存の業務を効率化することで必要な人員の削減を図り、削減した分の人員を新しい業務に振り分けるようなことを考えている。

委員) 正規職員の合計と会計年度任用職員の合計はそれぞれどうなっているのか。

事務局) それぞれ約 4,000 人弱ずつとなっている。

委員) 単年度だけで判断すると収支の均衡は保たれているが、実際に歳出を削減し、歳入を増加させる取組を行わないと、将来の財政収支見通しを試算した際には財源不足の額が膨れ上がっていくのだろう。

委員) 前回の資料は 8 月 1 日時点の情報を基に作成されたものだったが、四国県庁所在市において、既に審議会の答申が出ているなど、状況に変更はないか。

事務局) 四国県庁所在市や県内各市において、状況に変更があったという話は聞いていない。中核市では、報酬等審議会を設置している自治体は全部で 14 市であり、その中で常設的に審議会を開催している自治体は 8 市しかないというのが現状である。他市の動向をホームページ等で調査した結果、ほとんどの市においては、現在審議中であり、既に答申が出された自治体を例に挙げると、本市と同じく中核市である船橋市・八王子市においては現行の金額のまま据置きとなっており、政令市ではあるが、札幌市、さいたま市及び新潟市においても据置きという答申が出されている。据置きとした理由については、人事院勧告において給料が据置きと示されたことや新型コロナウイルス感染症の見通しが立っていない中、議員や市長等の職責を鑑みるに、現状において引下げは難しいというものであった。

委員) 私の所属する会社においては、労働分配率を基準とし、デフレ率を加味して報酬を決定していたところであるが、近年、物価もかなり上昇しているため、今後はインフレ率の考慮も必要になってくると考えており、個々の負担が重くなっているという現在の状況を考えると、報酬や給料については、引下げを行わず、同額のまま据え置いてもいいと思う。また、期末手当については、国家公務員が引下げを行うということなので、その点については、ある程度、国に準拠していかなければいけないと思う。加えて、全体的なことだが、私の所属する会社においては、デジタル化の推進に伴い、ある程度、人員を削減することを検討している。一方、インフレ率に対応するためには、個々の給料等は将来的に少し上げていく必要があると思う。高松市においても、個々の給料等を下げのではなく、総人員を減らすことにより、総人件費を減らすという取組に努めてほしいという前提で、上記の意見としたい。

委員) インフレについても少し意識する必要がある。

委員) 議員報酬の額に関して、新型コロナウイルス感染症の影響で、執務日数などの指標上の数値は減少しているものの、前例のない状況の中、事実、今年度の上半期においては数値も少し戻しているところからも分かる通り、各議員においては、現状に対応しようと努めている状況にあると思う。また、過去の審議会においても話題に挙がったが、新型コロナウイルス感染症の影響で、市民の意見・要望も大きく変わってきており、各議員においても対応に苦慮しているところかと思うが、市民への対応を基に、次回の選挙において評価が下されると考えられるため、そのような状況下で議員報酬を引き下げるべきではないと思う。なお、期末手当については、人事院勧告に準拠して、一般職員の状況等を踏まえ、柔軟に支給されるべきかと思うが、議員報酬については据置きが妥当だと思う。

委員) 結論としては、議員報酬、市長及び副市長の給料については現行のまま据置きでよいと思っている。市長等の職責や他都市と比較した上での高松市の財政状況、社会情勢等を考慮した結果、現在は引き上げる情勢ではなく、かといって引下げを行う強い要素もないと思う。ただし、経済情勢については今後の見通しが不透明であり、そういった状況の中で本審議会として判断を下さなければならぬため、現時点では据置きとし、今後、経済情勢が大きく変わった場合には、様々な事情を総合的に勘案し、自身で減額すべきと判断した場合には、自主的に減額を実施してほしいと考えている。

委員) 据置きでいいと思う。

委員) 据置きでいいと思う。

委員) 据置きでいいと思う。

委員) 例年のことだが、引上げや引下げを行う強い要因がなく、自主的な減額についても、個人としての思いはあるが答申に書くようなものでもない。

委員各位の意見も踏まえ、議員報酬及び市長、副市長の給料の額については据置きとしてよいか。
全委員) 異議なし。

委員) 次に、政務活動費の額の方向性について審議を行う。

現在、香川県議会において政務活動費が問題になっているが、収支の状況については、市民から見える状態にするということに意義があると思っている。

委員) 事務用品購入費に関して、例えば、ある新人議員はパソコンの購入に政務活動費を充てている一方、ある議員は過去に購入したパソコンを引き続き使用するような場合、新人議員にとってパソコンの購入は不可欠なことであるのに、過去にパソコンを購入し継続して使用する議員の方が、政務活動費を執行しておらず、クリーンなイメージを持ってもらえるという事態があり得る。このような場合、市の経費において、パソコンを全員に貸与するなどした方が、公平感があるため、この点については、再考する必要があるのではないか。

委員) 議員としての活動に必要なものである以上、購入せざるを得ないため、任期の一年目になると必ず経費としては出てくるだろう。

委員) 各議員は自身の机の上にパソコンを置いているのか。

事務局) 議員の大部分においては、控室にある自席にパソコンを設置し、資料や議会での質問原稿等を作成しているが、高齢の議員の場合、会派で雇用している職員に資料等の作成を依頼する場合もある。本市の場合、議会に用いる目的で、全議員がタブレットを使用しているため、それで事足りる場合は、パソコンを購入しないということもあり得るが、あくまでもタブレットであり、資料等の作成には使用できないため、各議員が必要に応じてパソコンを購入しているという状況である。

委員) 高齢の議員の場合、紙媒体で資料を作成し、会派で雇用している職員に電子化してもらうこともあるのか。

事務局) そういった事例もある。なお、委員から御質問のあった公平性に関してだが、本市議会においても、政務活動費の使途や公表の仕方について、これまで、議会内部でかなり深い議論がされており、自助努力の結果、政務活動費や領収書の公表について、現在の運用となったという経緯がある。加えて、政務活動の使途については、議会事務局の職員が審査をしており、市民の目線以外で、内部においてもチェック機能が働いているものと感じている。

委員) 議員におけるパソコンの在り方について、実際に貸与となった場合、機能などの面で、自身の希望するパソコンを使用できないという可能性もあり得る。余分にもう一台購入する場合などは別のお話になるが、自身の希望するパソコンが異なる可能性がある以上、その点において差が出るのは当然だと思う。

委員) タブレットは支給なのか。

事務局) 貸与である。

委員) 政務活動費について、個人的には、現行でチェック機能が十分働いており、かつ、月額 10 万円という金額であれば、現行の金額のまま据置きでいいと思う。

委員) 市民オンブズマンから指摘があるなど、政務活動費について問題は生じていないのか。

事務局) 現時点において、適正に使用されていると認識している。

委員) 現行の政務活動費の金額について、他市と比較して特段高いという感じもしない。

委員各位の意見も踏まえ、政務活動費についても、同様に据置きとしてよいか。

全委員) 異議なし。

委員) 今後、新型コロナウイルス感染症が爆発的に拡大し、地域経済に多大な影響を与え、人流がほとんどなくなるような事態に陥った場合、当然、市の財政状況にも大きな影響が出ることとなる。そういった場合は、やはり、自主減額についても検討が必要となると思うが、現状においては、他市の状況等を踏まえても、高額すぎる、又は低額すぎるといった状況にはないため、議員報酬、市長及び副市長の給料並びに政務活動費については、据置きとすることが妥当であると判断する。事務局においては、各委員の思いも酌んだ上で、答申(案)を作成してほしい。